

介護老人保健施設国立あおやぎ苑みのわ通り
短期入所療養介護 重要事項説明書

(重要事項説明書の目的)

第1条 介護老人保健施設国立あおやぎ苑みのわ通り（以下「当施設」という。）は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用を同意する者（以下「同意者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本重要事項説明書の目的とします。

(適用期間)

第2条 本重要事項説明書は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、同意者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本重要事項説明書、別紙1及び別紙2、別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の短期入所療養介護を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び同意者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本重要事項説明書に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び同意者は、速やかに当施設及び利用者の居宅介護支援事業者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び同意者に対し、次に掲げる場合には、本重要事項説明書に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が介護認定において自立、又は要支援と認定された場合
- ②利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護の提供が困難と判断された場合
- ④利用者及び同意者が、本重要事項説明書に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず督促をした日から15日間以内に支払われない場合
- ⑤利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、利用者に対し当施設が適切な介護保険サービスを提供できないと判断される場合

(利用料金)

- 第5条 利用者及び同意者は、連帯して、当施設に対し、本重要事項説明書に基づく短期入所療養介護の対価として、別紙3の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用者及び同意者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに送付し、利用者及び同意者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。尚、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
 - 3 当施設は、利用者又は同意者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は同意者に対して、領収書を発行します。

(記録)

- 第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、同意者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

- 第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(個人情報保護・守秘義務)

- 第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は同意者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び同意者から、予め同意を得た上で行なうこととします。
- ①サービス提供のために利用する他、都、市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等との連携等のための情報提供、あるいは、他の医療機関等への療養情報の提供。
 - ②外部機関による施設評価、介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。尚、この場合、利用者個人を特定されないかたちで報告することがあります。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第9条 当施設は、利用者に対して、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び同意者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第10条 利用者及び同意者が安心して介護保健施設サービスを利用できるように当施設では、介護保健施設サービスに対して要望又は苦情等については電話、面談、サービス担当者会議等で直接職員に申し出ていただくか他、施設内各階に設置する「ご意見箱」に投函や、文書でも受付けております。その他に、支援相談員・介護支援専門員が「苦情相談窓口」となり、専任担当者と施設内の苦情対応委員会で協議し、適切な対応を行います。

(賠償責任)

- 第11条 短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び同意者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第12条 この重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は同意者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

令和7年2月1日

<別紙1>

介護保健施設サービスについて

◇介護保険証の確認

説明を行なうに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇施設サービス計画

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば望ましい在宅、又は施設生活が過ごせるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、介護支援専門員が担当し、他職種との協議によって、利用者に応じた目標と計画が作成されます。その際、利用者・同意者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくこととします。

医療・看護：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行ないます。

介護：

施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：

機能訓練計画書に基づき機能訓練室又は、居室等にて利用者の状態に合わせて行います。

介護支援専門員：

施設での生活について利用者に応じた目標と計画を作成していきます。

栄養管理：

栄養管理と共に、入所者の身体状況・病状及び嗜好の把握に努め、それに基づき計画を作成し、食事を提供していきます。

支援相談：

入所者の心身の状況・病状・その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行います。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室：

個室、3人室、4人室

※個室の利用には、別途料金をいただきます。

食事：

朝食 8時00分～

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

※食事は原則として食堂でおとりいただきます。

利用者が選定する特別な食事の提供：

昼食と夕食には通常メニューのほかご希望により、ご利用者が選定する特別な食事を用意することができます。ご利用の際は、事前にお申し出ください。

※特別な食事の提供には、別途料金をいただきます。

入浴：

週に2回以上。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理美容：

毎月1回、理美容サービスを実施します。

※理美容サービスは、別途料金をいただきます。

◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、利用者の状態が急変した場合には、協力医療機関と連携をとり、速やかに対応しています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、他の機関を紹介します。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

なお、当施設には支援相談員・介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話042-519-3111)

令和7年2月1日

<別紙2>

介護老人保健施設国立あおやぎ苑みのわ通りのご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 国立あおやぎ苑みのわ通り
- ・開設年月日 令和2年7月1日
- ・所在地 東京都国立市青柳3丁目2番地の4
- ・電話番号 042-519-3111 FAX番号 042-519-3112
- ・管理者名 大富 眞吾
- ・事業所番号 1353480013

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、在宅で生活する要介護者の心身機能の維持、利用者の家庭環境等の配慮により残存能力に応じた自立生活の支援を図る。居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービスを提供します。

(3) 施設職員の職種・員数

施設には、介護保険法の規定に基づく「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」により、基準省令第2条に基づき職員を配置しています。

	職員数	備考
・医師	1	
・看護職員	2人以上	但し、法令の定める人員基準
・介護職員	4人以上	但し、法令の定める人員基準
・介護支援専門員	1人以上	但し、法令の定める人員基準
・支援相談員	1人以上	但し、法令の定める人員基準
・理学療法士	1人以上	但し、法令の定める人員基準
・管理栄養士	1人以上	但し、法令の定める人員基準
・事務職員	1人	

(4) 入所定員等

- ・定員 17名
- ・療養室 個室 2室、3人室 1室、4人室 3室

2. サービス内容

- ①施設サービス計画の立案
- ②食事
- ③入浴（一般浴槽のほかに入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ④健康管理
- ⑤看護・介護
- ⑥機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦相談援助サービス
- ⑧利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨理美容サービス
- ⑩行政手続代行

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

- ・協力医療機関
 - ・国家公務員共済組合連合会 立川病院
立川市錦町4丁目2-22
 - ・川野病院
立川市錦町1-7-5
- ・協力歯科医療機関
 - ・松浦訪問歯科
国立市谷保6249-26

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会は、特別な事情を除いて午前7時から午後9時までとします。
- ・外出・外泊は、原則として事前にサービスステーションに備え付けの書面にて許可を得てください。
- ・外泊時等の施設外での受診は、相談室又はサービスステーションにご連絡ください。
- ・飲酒・喫煙は、施設長の許可を得てから、指定された場所で開催してください。
- ・火気の取扱いについて、ライター・マッチ類の保管についてはサービスステーションで保管いたします。個人では保管できません。
- ・設備・備品の利用は、施設・個人の物を問わず、大切に扱ってください。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、施設長の許可を得てください。
- ・金銭・貴重品は、自己の責任で管理していただきますが、出来るだけ持ち込みはしないようにして下さい。
- ・ペットの持ち込みは事前に施設長の許可を得てください。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止いたします。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止いたします。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、散水栓、防火扉
- ・防災訓練 年2回以上

6. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

令和7年2月1日

介護老人保健施設短期入所療養介護利用同意書

介護老人保健施設国立あおやぎ苑を入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護利用重要事項説明書及び別紙1、別紙2を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

平成 年 月 日

<利用者>

住所

氏名

印

<扶養者>

住所

氏名

印

介護老人保健施設国立あおやぎ苑みのわ通り

施設長 大富 眞吾 殿

【本重要事項説明書第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏名	(続柄)
・住所	
・電話番号	

【本重要事項説明書第9条3項の緊急時の連絡先】

・氏名	(続柄)
・住所	
・電話番号	